⑶　主な犯行態様
○　パチンコ等の必勝情報提供及び副業あっせんについて、インターネットのウェブサイトで広告するなどして、閲覧して申し込んできた顧客に電話をして勧誘する。
○　パチンコ等の必勝情報提供名目の詐欺については、情報提供料名目で繰り返し金銭を送金させる。
○　副業あっせん名目の詐欺については、報酬等を得るためには電子書籍の出版費用等が必要である旨嘘を言い、金銭を送付させ、さらに、サーバー拡張費用等名目で繰り返し金銭を送金させる。
5　開始決定の時における給付資金の額
金324万2,047円
6　支給申請期間
平成30年３月５日から平成30年５月７日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　松井　　宏
⑵　裁 判 所 名　広島地方裁判所
⑶　裁 判 年 月 日　平成29年12月18日
⑷　確 定 年 月 日　平成30年１月５日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、共犯者７名及び氏名不詳者と共謀の上、被害者22名に対し、電話で、パチンコ攻略情報又は副業あっせん名下に、平成26年６月24日から平成27年２月17日までの間、123回にわたり、被告人らが管理する普通預金口座に現金合計2,742万2,000円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒730―8539　広島市中区上八丁堀２番31号
広島地方検察庁　被害回復給付金事務担当
電話番号082―221―2453（代表）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（広島地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（広島地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３８６号
和歌山市加納435番地の17
債務者　株式会社透弘建設
代表者代表取締役　中井　　透
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　繁夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後１時30分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１７０号
東京都目黒区中根２丁目１番15号
債務者　有限会社長谷川企画
代表者代表取締役　長谷川　滋
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小圷　淳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後１時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７号
東京都港区新橋２丁目東口地下街１号
債務者　株式会社新橋清月堂
代表者代表取締役　水原　　清
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前10時20分
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第２８号
栃木県下野市祇園１丁目22番３号レジデンスカープ自治医大201号
債務者　株式会社建築工房源
代表者代表取締役　水原　　清
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前10時20分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４１７号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目10番３号　赤嶺住宅301、登記簿上の住所沖縄県那覇市字真地205番地
債務者　有限会社司エンタープライズ
代表者代表取締役　川満　秀吉
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北澤　匡大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前11時
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２２号
北海道上川郡新得町字屈足西一線６番地20
債務者　有限会社土田農産
代表者代表取締役　土田　元市
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前11時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第９号
山形県南陽市宮内346番地の15
債務者　有限会社石黒工業
代表者代表取締役　石黒　秀樹
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木澤　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時25分
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第３０４号
大阪市北区曾根崎１丁目４番５―1304号
債務者　株式会社ＮＡＭＩＫＩ
代表者代表取締役　寺本　　治
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時
大阪地方裁判所第６民事部

第明三治十二五種年郵三便月物三十一認可日